

三重県企業庁

長期経営ビジョン

(平成19年度～平成28年度)



平成19年11月

三重県企業庁

はじめに

三重県企業庁は、昭和36年に設置されて以来、三重県の公営企業として安全で安心な水道用水、良質な工業用水、環境に優しい電気を安定的に供給することを通じて県民福祉の向上と県内産業の発展に貢献しています。

一方、企業庁や公営企業をとりまく社会環境は、企業庁が発足した当初から大きく変化しており、水需要の停滞や、大規模地震対策及び本格的な施設更新時期に対応した施設改良など、経営に大きく影響する課題が生じています。

また、公営企業の経営形態のあり方に関しても、「官から民」への流れなどにより多様な手法が可能となっているとともに、市町村合併の進展により県と市町村との役割分担も変化しています。

企業庁では、これら課題に対応するため、平成17年度に有識者による「企業庁の今後のあり方検討会」（座長：奥野信宏 中京大学総合政策学部教授）を設置し検討を行ってきました。また、これと並行して三重県議会においても、議長の諮問機関として「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」（委員長：大住荘四郎 関東学院大学経済学部教授）が設置され検討が行われ、知事に提言がなされました。

このような経緯を踏まえ、翌平成18年度には、知事が企業庁の設置責任者として判断を行うため、有識者による「公営企業（企業庁）のあり方検討委員会」（座長：小西砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科教授）を設置し「新しい時代の公」の考え方のもと検討を行い、平成19年2月に「企業庁のあり方に関する基本的方向」として、概ね10年間の企業庁のあり方の方向性を示したところです。

このことから、企業庁としては、知事が示した基本的方向の具体化を通じて経営改善を進め、県の基本計画である「県民しあわせプラン」を着実に推進していくため、今後10年間の事業運営の理念と道筋を示すこととし、「三重県企業庁長期経営ビジョン」としてここに公表するものです。

企業庁は、このビジョンに基づく取組を着実に進めることで、より強固な経営基盤を確立し、将来にわたって持続可能な「安全・安心・安定」供給を実現していきたいと考えています。

また、このことにより、市町や企業など直接のユーザーの皆様を始め、県民の皆様一人ひとりが実感できるサービスの向上をめざしていきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成19年11月

三重県企業庁長

横山 昭 司

目 次

第1章 策定の趣旨	1
1 目的	1
2 計画期間	1
第2章 企業庁の現状と課題	2
1 これまでの経緯と現状	2
2 今後の課題	4
第3章 経営理念	5
1 使命	5
2 経営理念	5
3 経営方針	5
第4章 経営方針に基づく重点的な取組	6
1 計画的な施設改良の推進	6
2 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組	6
3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組	7
4 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善	8
第5章 各事業の展開方向	12
1 水道用水供給事業	12
2 工業用水道事業	14
3 電気事業	16
第6章 事業展開のための経営基盤の強化	18
1 組織運営方針	18
2 財務運営方針	20
3 環境への配慮と地域貢献活動（「企業の社会的責任（CSR）」）の取組	21
第7章 推進方法・進行管理	24
(表)「三重県企業庁長期経営ビジョン」計画期間内（平成19年度～28年度） における事業展開スケジュール	25

第1章 策定の趣旨

1 目的

近年、公営企業をとりまく社会環境は制度発足当時に比べ大きく変化しており、人口減少社会の到来や節水型の産業構造への変化などによる水需要の停滞に加え、東海・東南海・南海地震等大規模地震発生の可能性、本格的な施設更新時期の到来、電力自由化による更なる効率化要請など様々な課題への対応が求められています。

また、公営企業の経営形態のあり方に関しても、水道法の改正による技術管理業務の第三者委託のほか、指定管理者制度や地方独立行政法人の制度化、電力自由化による民間参入範囲の拡大などにより多様な手法が可能となっています。一方、市町村合併の進展により、県と市町村の役割分担も変化しています。

企業庁は、三重県の公営企業として現在、水道用水供給事業、工業用水道事業、電気事業（水力発電事業、RDF焼却・発電事業）を運営していますが、これら社会環境の変化に的確に対応し、県の総合計画である「県民しあわせプラン」を着実に推進していくために、今後とも将来にわたって持続可能な水と電気の「安全・安定」供給を実現していく必要があります。

一方、このような課題に対応するため、知事部局においても、企業庁の望ましい経営形態のあり方を中心として検討が行われてきましたが、平成19年2月に知事から「企業庁のあり方に関する基本的方向」として、今後10年間の経営形態のあり方が示されました。

このため企業庁としても、知事が示した基本的方向を具体化することを通じて抜本的な経営改善を行い、これら課題に的確に対応していく必要があります。

「三重県企業庁長期経営ビジョン」は、これらの状況を踏まえ、今後10年間の企業庁の事業運営の理念と道筋を示すため策定するものです。

2 計画期間

「三重県企業庁長期経営ビジョン」の計画期間は、平成19年度～平成28年度の10年間とします。

第2章 企業庁の現状と課題

1 これまでの経緯と現状

企業庁は昭和36年に設置されて以来、県の公営企業として安全で安心な水道用水、良質な工業用水、環境に優しい電気を安定的に供給することなどで県民福祉の向上と県内産業の発展に貢献してきました。

現在は、水道用水供給事業、工業用水道事業、電気事業（水力発電事業、RDF焼却・発電事業）の3事業を実施し、RDF焼却・発電事業を除いて概ね健全な経営状況となっています。

水道用水供給事業は、大規模開発による水源確保や、行政区域を越えた施設整備など広域的な水道整備の必要性から整備が行われ、昭和43年に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、順次事業を拡大してきました。

現在では、北中勢水道用水供給事業と南勢志摩水道用水供給事業の2事業を営業しており、県内29市町のうち16市町に供給しています。また、給水能力は、一日当たり約45万 m^3 となっており、県内需要量の約3割にあたる量の水道用水を市町に供給しています。

また、建設事業として、北中勢水道用水供給事業北勢系第2次拡張事業長良川水系と伊賀水道用水供給事業を実施しています。

経営状況については、近年は給水量の減少や料金引き下げにより料金収入は減少傾向にあるものの、経営努力により過去5年間は経常黒字を維持しており、平成18年度決算では約11億円の黒字を計上しています。

工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下・塩水侵入に対する地下水代替水源確保の必要性から昭和31年に県土木部が事業を開始して以来、昭和36年に企業庁として事業を引き継ぎながら、順次事業を拡大してきました。

現在では、北伊勢工業用水道事業、多度工業用水道事業、中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業の4事業を営業しています。また、給水能力は、一日当たり約

91万 m^3 となっており、県内の91社103工場へ供給しています。

経営状況については、水道用水供給事業と同様、近年は給水量の減少や料金引き下げ、契約水量の減量により料金収入は減少傾向にあるものの、経営努力により過去5年間は経常黒字を維持しており、平成18年度決算では約4億円の黒字を計上しています。

電気事業のうち水力発電事業については、宮川総合開発事業の一環として整備を始め、昭和29年に県土木部が長（なが）発電所の営業を開始して以来、昭和36年に企業庁として事業を引継ぎながら、順次営業を拡大してきました。

現在では、長、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、大和谷、青蓮寺、比奈知、蓮（はちす）、青田（おおだ）の10発電所を運営し、最大出力は97,800kWとなっています。

また、RDF焼却・発電事業は、ダイオキシン対策等も含めた広域的なごみ処理対応とごみの持つ未利用エネルギーを活用するため、県と市町村が一体となって推進し、平成28年度までのモデル事業として計画されました。企業庁においては、水力発電事業の附帯事業の位置付けのもと三重ごみ固形燃料発電所を整備し、平成14年から運転を開始しました。

その後、平成15年のRDF貯蔵槽爆発事故により運転を停止していましたが、安全対策を行ったうえで平成16年から運転を再開し、一日当たりの処理能力240トン、最大出力12,050kWの能力で、県内14市町で製造されるRDF（ごみ固形燃料）を適正に処理しながら発電を行っています。

電気事業の経営状況は、平成18年度決算で約1億円の純利益となっていますが、内訳については、水力発電事業が約3億円の黒字であるものの、RDF焼却・発電事業については、約2億円の赤字となっています。なお、RDF焼却・発電事業については、RDFの品質管理や安全対策などに多額の経費が必要となっていることから、営業開始以来赤字経営となっています。

2 今後の課題

このように企業庁は設置以来、企業の経済性を発揮しながら公共の福祉の増進に取り組んできましたが、近年、公営企業や企業庁をとりまく社会環境は企業庁が発足した当時に比べ大きく変化しており、人口減少社会の到来や節水型の産業構造への変化などによる水需要の停滞のほか、電力自由化による効率化要請も加え、今後料金収入の減少が見込まれるなど厳しい経営状況が考えられます。

また、東海・東南海・南海地震等大規模地震への対応が求められているほか、施設が本格的な更新時期を迎えることから、老朽化対策等で集中的な施設改良が必要となっており、これらに要する経費を確保していく必要があります。

これらのことから、企業庁の経営は、今後、非常に厳しくなっていくものと考えられます。

一方、公営企業の経営形態のあり方に関しても、水道法の改正により技術管理業務の第三者委託が可能となったこと、指定管理者制度や地方独立行政法人が制度化されたこと、電力自由化などにより民間事業者の参入範囲が拡大されたことなど、「官から民」への流れや官民の適正な役割分担の観点から、多様な手法が可能となっていると同時に、市町村合併の進展により県と市町村との役割も変化しています。

また、三重県においても、地域主権の社会を実現するためには「公共領域」を行政だけに任せるのではなく、県民一人ひとりやNPO、地域の団体などが共に担っていくという「新しい時代の公」の考えのもと、公的関与や県の関与の判断基準が見直されています。

さらに、市町との関係においても、地方分権や市町村合併の進展に伴い、住民にとって身近な事務は原則として身近な市町が行い、県は広域性、専門性、先導性、効率性などの観点から行うことが望ましい事務を行うという「補完性の原理」により、県と市町の役割が見直されつつあります。

企業庁が今後とも将来にわたって持続可能な水と電気の「安全・安定」供給を実現していくためには、これらの経営課題に的確に対応していくことが必要となりますが、そのためには、経営改善を抜本的に進め、より効率的な事業運営に取り組むことが求められています。

第3章 経営理念

企業庁をとりまく課題に対応するため、企業庁に求められる使命を自覚し、次の経営理念と経営方針を持って経営を行います。

1 使 命

企業庁は次のことを使命として取り組んでいきます。

「次世代につながる生活基盤の維持向上を図り、将来的にも持続可能な水と電気の『安全・安定』供給を実現することにより、県民のくらしの安全・安心を確保し、経済・産業の発展に寄与します」

2 経 営 理 念

企業庁は確かな技術とチャレンジ精神で、三重の活力と安心に貢献する公営企業をめざします。

① 「安全・安心・安定」供給を次世代につなげます

② 技術力で県民の皆さんと確かなパートナーシップを築きます

③ 常に上のステージをめざし、自ら変革を続けます

3 経 営 方 針

企業庁は使命を果たすために、次の方針に基づき経営を行います。

- ① 県民一人ひとりが実感できる質の高いサービスを提供します。
- ② 経営改善を着実に進め、「最適主体による最適サービス」の視点による簡素で効率的な事業運営を行います。
- ③ 市町・民間事業者・ユーザーとのパートナーシップにより、県全体の「安全・安定」供給に貢献します。
- ④ 計画的な施設改良により事業の持続性・安定性を向上します。
- ⑤ 「企業の社会的責任（CSR）」を自覚し、環境や地域への積極的貢献を行います。
- ⑥ 技術継承により新たなステージで技術力を総合的に発揮できる人材を育成します。

第4章 経営方針に基づく重点的な取組

経営方針に基づき、次の取組を重点的に行います。

1 計画的な施設改良の推進

企業庁においては、管路、水管橋、浄水場、発電所などの施設を整備し適切に維持更新していくことは経営の根幹に関わる最も重要な事項であり、計画的な施設改良は、事業を将来にわたって持続可能なものとし、「安全・安定」供給を実現するために不可欠なものとなっています。

しかしながら企業庁の有する施設の多くは、事業開始から長期間経過しており、耐用年数を考慮すると今後10年間は本格的な更新を迎える時期となるとともに、今後想定される東海・東南海・南海地震等大規模地震に備えるため、耐震化対策が急務となっています。

このことから、経営状況や料金への影響を考慮したうえで、今後10年間の「三重県企業庁施設改良計画」(※1)により、施設改良を計画的・重点的に実施していきます。

2 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組

水道や工業用水道の「安全・安定」供給を向上させていくためには、企業庁だけでなく、市町・民間事業者・ユーザーと連携した取組が不可欠であり、次の取組を進めることにより県全体の「安全・安心・安定」供給を進めます。

〈参 考〉

※1 「三重県企業庁施設改良計画」

三重県企業庁における今後10年間(平成19年度～平成28年度)の施設改良計画として「三重県企業庁長期経営ビジョン」と同時期に策定し、公表します。

(1) 市町と連携した水質管理の強化

水道事業については、飲料水を供給する事業であることから、「安全・安心・安定」供給がより強く求められるため、「水源から家庭の蛇口まで」一貫した水質管理をより強化する必要があります。

このため市町と連携した水質管理の強化を行うこととし、県全体の水道に係る「安全・安心・安定」供給を推進します。

(2) 民間への適切な技術指導・技術普及

民間への業務委託を進める中で、水質管理を起点とした水処理技術指導を通じて、民間事業者への技術普及を推進します。

このことにより、民間事業者も含めた県全体の「安全・安定」供給に貢献していきます。

(3) ユーザーへの積極的な情報提供と協働

市町や企業などユーザーに対して積極的に経営情報を提供し、ユーザーの理解と協力のもと経営を行います。

特に工業用水道事業については、老朽化施設の改良が急務となっており、これらを始めとした施設改良計画の検討など事業の企画面も含め協働ができる取組を行います。

3 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組

民間への業務委託が進む中で、「安全・安定」供給に係る事業者責任を果たすためには、民間事業者への技術的指導がより重要となってきます。また、「団塊の世代」の技術者の大量退職にも対応し、的確に技術を継承していく必要があります。

このため、企業庁職員において民間事業者に対する技術的な指導監督能力を向上させる取組を行うこととし、これら技術を有する人材を育成するため、的確な技術継承を行うとともに、OJTを中心とした研修制度を充実させます。

また、職員が経営の根幹に関わる業務にも対応できるよう、企画立案能力や課題解

決能力などの総合的能力の開発・育成を行うなど、新しいステージにおいて能力を発揮できる取組を行います。

4 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

限られた経営資源のもとで、将来にわたって水と電気の「安全・安定」供給を実現していくためには、積極的に民間活力の導入を図り、官民が適正な役割分担のもと一体となって取り組むことにより事業の持続可能性を高めることが必要となっています。

このことから、平成19年2月に知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」(※2)の具体化を通じて、経営形態のあり方も含めた抜本的な経営改善を実施することにより、県民・ユーザーに対する更なるサービス向上を図っていきます。

(1) 一市供給地域において、水道用水供給事業を市水道事業へ一元化

「水源から家庭の蛇口まで」一体となった水質管理の強化と効率的経営を行うことにより、更なる「安全・安定」供給を推進するため、1市供給となる地域(伊賀市、志摩市)において、水道用水供給事業を市に譲渡することにより水道事業の一元化を推進します。

〈参 考〉

※2 「企業庁のあり方に関する基本的方向」

平成18年度に知事のもとに設置された第三者機関である「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」の提言に基づき、知事が公営企業の設置責任者として判断した企業庁の今後のあり方に関する基本的方向。

水道用水供給事業及び工業用水道事業を公営企業として継続すること、1市供給の地域について水道用水供給事業の市への一元化を進めること、1市供給地域以外の水道用水供給事業と工業用水道事業については技術管理業務の包括的な民間委託を進めること、水力発電事業は民間譲渡を最初の選択肢とすること、水力発電事業の民間譲渡により企業庁で実施する位置づけがなくなるRDF焼却・発電事業は、関係市町と運営方法について協議を行うことなどが示されています。

一元化にあたっては、市との合意のもと取組を進めることとし、伊賀市については、伊賀水道用水供給事業の給水開始時期に合わせた平成21年度からの一元化に向けた協議を進めます。志摩市については、磯部浄水場の中央監視制御設備の更新終了と合わせた平成22年度からの一元化に向けた協議を進めます。

(2) 水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進

民間活力の積極的な導入により経営の効率化を図るとともに、官民が一体となって事業の持続可能性を高め、将来にわたる「安全・安定」供給を実現するため、浄水場等において技術管理業務の包括的な民間委託を推進します。

また、導入にあたっては、委託範囲と責任分担を明確にし、緊急時や非常時の対応が適切に行われるよう配慮するとともに、民間企業の成熟度を考慮し、「安全・安定」供給を検証しながら段階的に導入します。

工業用水道事業については、現行の運転監視業務委託契約の更新時期と合わせ、平成21年度から全ての工業用水道の浄水場等に導入します。

水道用水供給事業については、工業用水道での委託状況を検証したうえで、平成24年度から全ての水道の浄水場等に導入します。

(3) 水力発電事業の民間譲渡

官民が適正な役割分担のもと、クリーンエネルギーの供給と地域貢献に取り組み、将来にわたって水力発電事業を持続可能なものとしていくため、民間へ事業譲渡を行います。

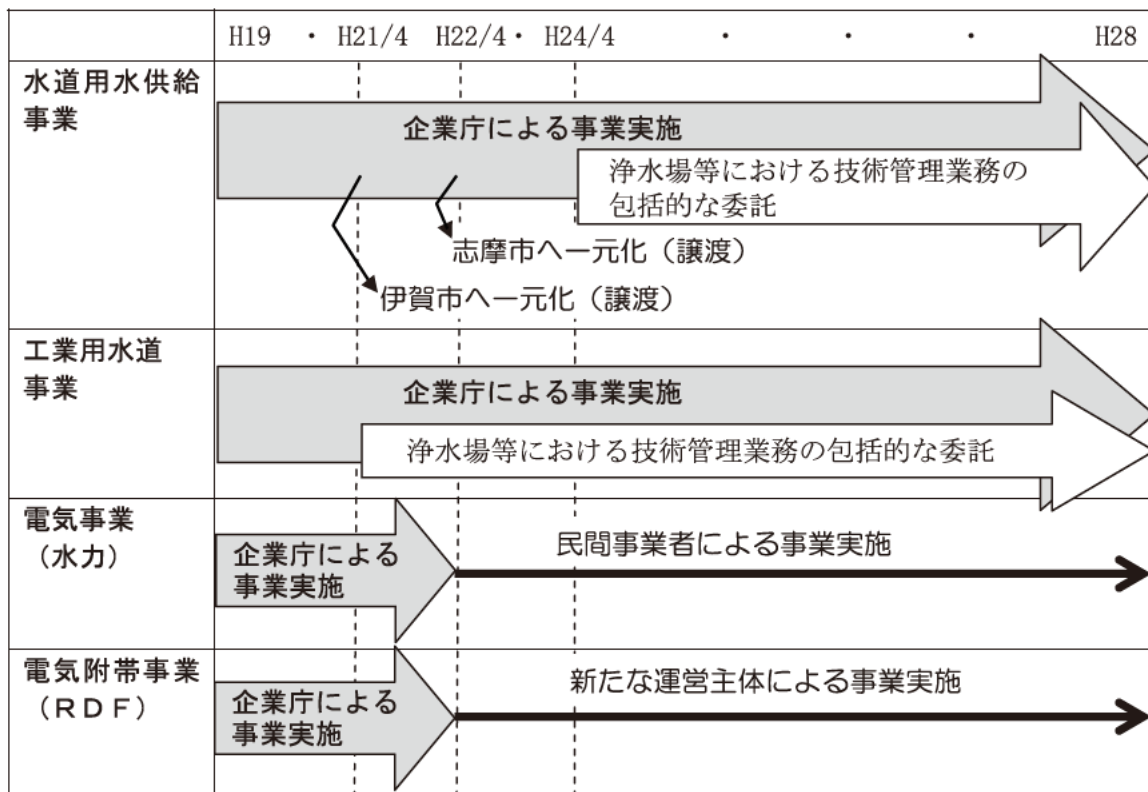
また、譲渡にあたっては、全ての発電所が長期にわたって継続して安全に安定して運転されること、地域貢献が継続されることを基本とするとともに、譲渡に向けた的確な対応と円滑な引継ぎを行います。

なお、譲渡時期については、電力会社との長期電力受給基本契約が切れる平成21年度末を目標とします。

(4) 水力発電事業の民間譲渡に伴うRDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管

水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業については、本体事業である水力発電事業が譲渡された場合、企業庁で実施する位置付けがなくなることから、知事部局と連携して市町と協議を進め、新たな運営主体への移管を実現します。

〔「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善イメージ〕



〔経営理念・経営方針・重点的取組関係フロー〕

【経営理念】

「安全・安心・安定」
供給を次世代に

技術力で県民の皆さんと
確かなパートナーシップ

常に上のステージを
めざし、自ら変革

【経営方針】

- 県民一人ひとりが実感できる質の高いサービスを提供
- 計画的な施設改良により事業の持続性・安定性を向上

- 市町・民間事業者・ユーザーとのパートナーシップによる県全体の「安全・安定」供給への貢献
- 「企業の社会的責任（CSR）」の自覚による環境・地域への積極的貢献

- 経営改善を着実に進め、「最適主体による最適サービス」の視点で簡素で効率的に事業運営
- 技術継承により新たなステージで技術力を総合的に発揮できる人材を育成

【重点的取組】

計画的な施設改良の推進

市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給

技術継承による新たなステージでの技術力向上

「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

第5章 各事業の展開方向

1 水道用水供給事業

◎経営目標

- ・それぞれの地域の特性に応じた形態により、市町や民間事業者と協働し、「水源から家庭の蛇口まで」の「安全・安心・安定」供給に取り組みます。
- ・時代の変化に即応した経営改善を推進し、効率的な事業運営のもとニーズに即したサービスを提供します。

〔数値目標：安全・安定給水の障害発生件数 0件〕

(1) 計画的な施設改良の推進

事業の持続可能性を高めるため、管路や水管橋、浄水場など経営の根幹に関わる施設について、「三重県企業庁施設改良計画」に基づき老朽劣化対策や耐震化などの改良を計画的・重点的に実施します。

(2) 市町と連携した水質管理の強化

水質管理情報センターを中心として、市町と連携した水質管理を強化します。具体的には、市町との間で、検査機器の共同利用や共同検査、職員の人事交流、技術普及等を行います。

(3) 一市供給地域において、水道用水供給事業を市水道事業へ一元化

一市供給地域（伊賀市、志摩市）への一元化にあたっては、住民サービスが低下しないよう市と十分協議のうえ、財政面や技術面において配慮を行います。

特に技術面において伊賀市では、必要に応じ現在建設中の浄水場を譲渡する前の試運転調整期間から研修を受入れるなど、円滑に浄水場の運転が行われるよう配慮を行います。

また、志摩市においては、必要に応じ企業庁職員による技術的支援や、一元化に至るまでの間、運転監視業務を民間委託することにより直營業務の負担を軽減するなど、円滑な引継ぎを行うための配慮を行います。

(4) 技術管理業務の包括的な民間委託の推進

技術管理業務の包括的な民間委託については、「安全・安定」供給を検証しながら段階的に浄水場等に導入することとし、水道の浄水場等については、工業用水道の浄水場等の導入の検証を行ったうえで、浄水場における水質管理業務などを含め、平成24年度から全ての浄水場等において導入を行います。

(5) 現行建設・拡張事業の計画的実施

現在実施している北中勢水道用水供給事業北勢系第2次拡張事業長良川水系（給水目標年度：平成23年度、平成21年度一部給水）や伊賀水道用水供給事業（給水目標年度：平成21年度）など建設・拡張事業について、目標年度の給水に向け計画的・効率的な整備を推進します。

(6) 効率的な事業実施

建設改良や修繕等工事の施工にあたっては、道路工事や市町の水道配管工事など他工事との同時施工や、浅層埋設工法の活用など、常にコスト縮減を意識した効率的な取組を行います。



浄水場の建設
(伊賀水道用水供給事業「ゆめが丘浄水場」)



水質分析による安全確認（「毎日検査」）

2 工業用水道事業

◎経営目標

- ・ 県内の事業者に対し良質な工業用水を安定的に供給し、地域の経済・産業の活性化に貢献します。
- ・ 時代の変化に即応した経営改善を推進し、企業ニーズに応じた効率的な事業運営を行うとともに、新規需要に迅速・的確に対応します。

〔数値目標：安全・安定給水の障害発生件数 0件〕

(1) 計画的な施設改良の推進

事業の持続可能性を高めるため、管路や水管橋、浄水場など経営の根幹に関わる施設について、「三重県企業庁施設改良計画」に基づき老朽劣化対策や耐震化などの改良を計画的・重点的に実施します。

特に工業用水道は老朽化が著しく比較的耐震性の低い管路が残存しているため、老朽化の度合や耐震性の詳細調査を実施し、引き続きこれらを集中的に更新することにより、給水の安定性を高めます。

(2) 技術管理業務の包括的な民間委託の推進

現在の運転監視業務委託契約の更新時期に合わせ、平成21年度から全ての工業用水道浄水場等において、従来の運転監視業務に加え機器の点検・保守業務などを含む包括的な委託を導入し、平成24年度からの水道浄水場等での導入に向け検証を行います。

(3) ユーザーとの協働

工業用水道事業の経営効率化は、料金負担者であるユーザーの競争力に対する影響など経営面に多大な影響を与えることから、ユーザーに積極的に経営情報を提供し、経営状況を共有したうえで、施設改良計画の検討など事業の企画面も含め協働できるよう定期的な協議の場を整備します。

(4) 未利用水等への対応

貴重な水資源として確保されている未利用水等の利用促進のため、企業のニ

ーズを的確に把握し、企業立地政策に対応した迅速な取組を行います。

また、利水安全度を高めることや、都市河川の浄化を目的とした環境用水等への利用などについて知事部局と連携を図りながら有効利用の取組を行います。

(5) 効率的な事業実施

建設改良や修繕等工事の施工において道路工事や市町の水道配管工事など他工事との同時施工や、浅層埋設工法の活用など、常にコスト縮減を意識した効率的な取組を行います。



耐震補強後の朝明川水管橋



民間受託者による運転監視

3 電気事業

◎経営目標

- ・水力発電事業の役割である再生可能な純国産のクリーンエネルギーの供給や、地域貢献の取組を将来にわたって持続可能なものとするため、民間事業者への譲渡を円滑に進めます。

数値目標：①平成21年度末までの民間譲渡

②運営期間中の安全・安定供給

年間溢水電力量 6,000MWh、RDF外部処理委託量 0t

(1) 水力発電事業の民間への譲渡

官民が適正な役割分担のもと、クリーンエネルギーの供給と地域貢献に取り組み、将来にわたって水力発電事業を持続可能なものとしていくため、民間へ事業譲渡を行います。

譲渡にあたっては、全ての発電所が長期にわたって継続して安全に安定して運転されることと、これまで発電を行うにあたって取り組んできた様々な地域貢献が継続されることを基本とするとともに、流域の住民や関係者の理解を得ながら、譲渡に向けた的確な対応と円滑な引継ぎを行います。

(2) 水力発電事業の民間譲渡に伴うRDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管

水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却・発電事業については、本体事業である水力発電事業が譲渡された場合、企業庁で実施する位置付けがなくなることから、知事部局と連携して市町と協議を進め、新たな運営主体への移管を実現します。

(3) 水力発電事業の適切な施設改良の実施

民間譲渡後も新たな経営形態による持続可能な事業としていくため、「三重県企業庁施設改良計画」の中で譲渡後の期間も含めた施設改良を計画するとともに、譲渡先と協議のうえ、譲渡までの間で適切な施設改良を実施します。

(4) 水力発電事業、RDF焼却・発電事業の安全・安定運転の実施

運営期間中において安全・安定に配慮した運転を行うとともに、譲渡後も安全で安定した運転が継続されるよう円滑な移管を行います。

特にRDF焼却・発電事業については、RDF貯蔵槽爆発事故の教訓を踏まえ、安全に万全を期した運転管理を行っていきます。



宮川第二発電所（水路式）



三重ごみ固形燃料発電所

第6章 事業展開のための経営基盤の強化

各事業における展開を支える経営基盤を強化するため、次の取組を進めます。

1 組織運営方針

(1) 柔軟で効率的な組織の実現

本庁及び地域機関において、「企業庁のあり方に関する基本的方向」や、重点的な取組に対応した柔軟で効率的な組織体制を整備します。

また、「みえ経営改善プラン」(※3)など県計画や、企業庁の組織体制に対応した「三重県企業庁定員管理計画」(※4)により適正な定員管理を行います。

(2) 技術継承と人材育成

新たなステージにおいて職員が能力を最大限発揮できるよう「三重県企業庁人材育成方針」(※5)に基づき体系的・計画的な人材育成を推進します。

「三重県企業庁人材育成方針」においては、職務上必要とされる資格取得を支援するとともに、「団塊の世代」の退職にも対応しながら、「安全・安定」供給に係る事業者責任を果たすため、民間事業者を適正に指導監督できる技術力を向上させる取組を行います。このため、的確な技術継承を行うとともに、OJTを中心とした研修制度を充実させます。

〈参 考〉

※3 「みえ経営改善プラン」

三重県が「行政システム改革」や「みえ行政経営体系」などにより取り組んでいる経営改善策について、他府県との比較が可能となるよう5年間（平成17年度～平成21年度）の具体的取組を分かりやすく取りまとめた計画。

※4 「三重県企業庁定員管理計画」

三重県企業庁における定員管理計画として、「三重県企業庁長期経営ビジョン」と同時期に策定する「三重県企業庁中期経営計画」（平成19年度～平成22年度）に記載し、公表します。

※5 「三重県企業庁人材育成方針」

「三重県人材育成ビジョン」に基づき策定する企業庁の人材育成方針。「三重県企業庁長期経営ビジョン」と同時期に策定し、公表します。

また、自らが率先して課題に対応し変革を行える企業体実現のため、経営に必要とされる企画立案能力や課題解決能力などの総合的能力を育成・開発していきます。

(3) 危機管理体制の強化

近年、漏水事故、水質汚染、大規模地震、テロなど非常時に対する危機管理対応が強く求められています。

このことから、「三重県企業庁防災危機管理推進計画」(※6)に基づき、適切な危機管理を行うとともに、「三重県企業庁施設改良計画」に基づき老朽施設の耐震改良など大規模地震に対応できる施設整備を計画的に進めます。

また、研修・訓練により職員の危機管理意識や能力を向上させることにより、危機管理マニュアルの実効性を確保していきます。

さらに市町や民間事業者と連携した取組として、現在締結している市町との「三重県水道災害広域応援協定」や、民間事業者との「地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定」、「大規模地震時における水道業務経験者協力実施要領」(企業庁OBによるボランティア)等に基づき、災害時に迅速な連携・対応ができる体制づくりを進めます。

(4) ISO9001による品質向上

水と電気を「安全・安定」に供給するという企業庁の品質方針に基づき、ISO9001品質マネジメントシステムの維持向上により、業務の継続的改善による品質向上に取り組み、顧客本位のサービスと信頼性を確保していきます。

(5) 積極的で分かりやすい情報提供

「三重県企業庁広報活動方針」(※7)に基づいて、企業庁の事業運営に対する県民やユーザーの安心感や信頼を醸成するため、企業庁のサービス供給の内容や事業の実施状況等に関する情報を幅広くタイムリーに提供するとともに、経営の透明性を高め公営企業として説明責任を果たすため、情報公開の適切な対応や

〈参 考〉

※6 「三重県企業庁防災危機管理推進計画」

三重県企業庁における3年間(平成18年度～平成20年度)の防災や危機管理に係る取組方針。「三重県企業庁長期経営ビジョン」の策定後改定を行い、公表します。

企業庁の経営に関する様々な情報をホームページや事業概要誌「水の恵み」、決算報告書など多様な媒体を活用し、分かりやすい形で積極的に提供していきます。

また、「三重県企業庁経営懇話会（仮称）」を設置し、県民、ユーザー、有識者等に対し経営情報を積極的に提供し意見交換を行うことにより、経営や事業実施へ反映させていきます。

2 財務運営方針

（１）財務運営方針

今後予想される厳しい経営状況に対応して効率的な財務運営に取り組んでいくため、「三重県企業庁財務運営方針」（※８）に基づき計画的で統一的な財務運営を行います。

特に施設改良の実施にあっては、企業債残高や内部留保資金の適正保有額に留意しながら、財源を効率的・計画的に充当し、料金の上昇を抑制します。

また、高金利の企業債や水資源機構割賦負担金について、繰上償還や低金利債への借換を積極的に実施し、後年度の支払利息負担を軽減するなど具体的な取組を行います。

（２）適正な資産管理

水道用水供給事業の譲渡による水道事業の市への一元化や、水力発電の民間譲渡を行うためには、膨大な企業庁の資産の精査が不可欠であることから、より効率的で迅速な方法で適正に実施します。

また、事業譲渡を行うにあたって未活用となる資産については、他の事業における遊休地・未活用土地を含め計画的な処分や活用を推進します。

資金についても、引き続き安全かつ効率的な管理運用を行っていきます。

〈参 考〉

※７「三重県企業庁広報活動方針」 ※８「三重県企業庁財務運営方針」

三重県企業庁における広報活動や財務運営の取組方針として「三重県企業庁長期経営ビジョン」と同時期に策定し、公表します。

3 環境への配慮と地域貢献活動（「企業の社会的責任（CSR）」の取組

地域社会の一員として企業に求められる「企業の社会的責任（CSR＝Corporate Social Responsibility）」を果たすため、環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に積極的に取り組めます。

（1）環境配慮の取組

地球温暖化防止の取組を始めとして、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組めます。

ISO14001による環境マネジメントシステムについては、導入事務所（本庁、伊賀水道建設事務所）において引き続き取組を進めるとともに、給水や発電の事業を行っているため、導入対象としていない水道事務所、発電所においても、「オフィス活動」（※9）や「グリーン購入」（※10）などについて、導入事務所に準じた取組を実践するほか、浄水場で発生する汚泥の有効利用に取り組めます。

また、「三重県企業庁地球温暖化対策率先実行計画」（※11）の目標達成に向けた取組を推進し、具体的には、太陽光発電や小水力発電の導入、汚泥脱水設備の省エネルギー型への改良など環境に配慮した事業活動を展開していきます。

〈参 考〉

※9 「オフィス活動」

ISO14001による環境マネジメントとして事務所等で取り組まれている省エネルギー、廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上などの活動。

※10 「グリーン購入」

環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組。

※11 「三重県企業庁地球温暖化対策率先実行計画」

「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画（第二次計画）」の温室効果ガス排出削減目標を達成するために企業庁において定めた実行計画（平成18年度～平成22年度）。

(2) 地域貢献活動の取組

三瀬谷ダム、伊坂ダムなどのダム湖やダム周辺の施設等について、適正な管理のもと引き続きスポーツ・レクリエーションの場として県民の皆さんへ開放していきます。

また、地域の学校教育や社会教育の場として利用していただけるよう浄水場の施設見学の受入れに積極的に取り組みます。

さらに、災害時においては、浄水場等を給水拠点として提供することや、発電所の非常用炊き出し施設を提供することを通じ地域に貢献していきます。



小学生の浄水場見学

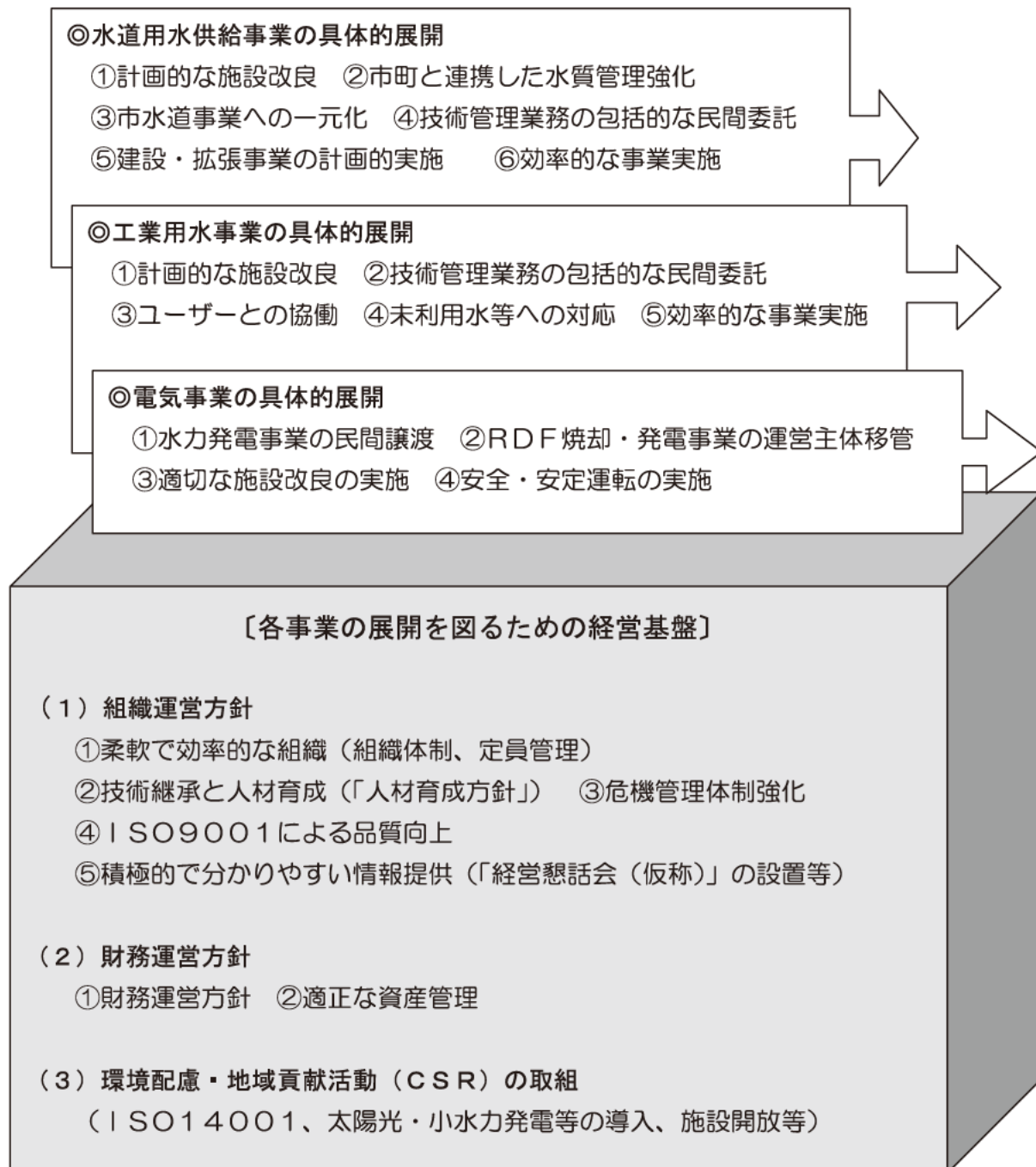


太陽光発電（高野浄水場）



伊坂・山村サイクリングコース

〔各事業の展開と経営基盤強化〕



第7章 推進方法・進行管理

実施計画である4年間の「三重県企業庁中期経営計画」（※12）を策定し、「三重県企業庁長期経営ビジョン」の方向に沿って、効率的で計画的な事業展開を行っていきます。

「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化については、企業庁内に設置した横断的組織である「経営改善プロジェクト」により、知事部局と連携して総合的に推進していきます。

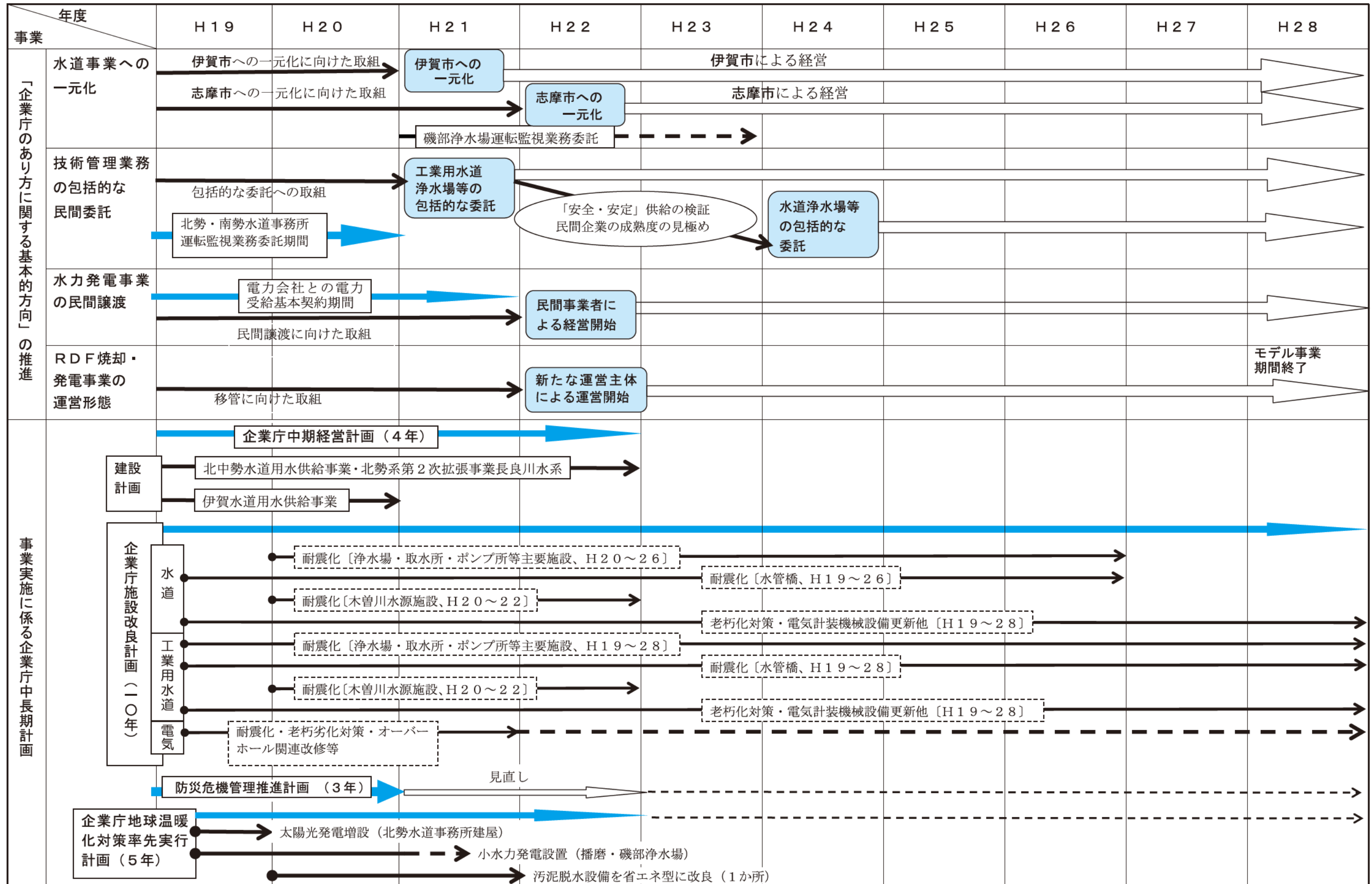
また、「三重県企業庁長期経営ビジョン」、「三重県企業庁中期経営計画」をホームページ等で公表するとともに、県民・ユーザー・有識者等で構成する「三重県企業庁経営懇話会（仮称）」を設置し、事業の実施状況や経営状況について意見をいただくことにより、経営に反映させていきます。

〈参 考〉

※12 「三重県企業庁中期経営計画」

「三重県企業庁長期経営ビジョン」の経営目標を達成するための具体的取組を示した今後4年間（平成19年度～平成22年度）の実行計画。「三重県企業庁長期経営ビジョン」と同時期に策定し、公表します。この計画においては、これまでの経営状況や資産状況を示すとともに、4年間の経営見通しについても明らかにします。

「三重県企業庁長期経営ビジョン」計画期間内（平成19年度～28年度）における事業展開スケジュール



「三重県企業庁長期経営ビジョン」

(平成19年度～平成28年度)

平成19年11月発行

編集・発行 三重県企業庁
お問い合わせ先 三重県企業庁企業総務室
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-2822
FAX 059-224-3045
E-MAIL kigyok@pref.mie.jp
URL <http://www.pref.mie.jp/KIGYOK/HP/>



クリーンな水と電気をお届けする
三重県企業庁



古紙配合率 100%
再生紙



ISO9001
三重県企業庁
(伊賀水道建設事務所は除く)
JCQA-0860



QMS Accreditation
R003